奈良県外国 人観光客交流館条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第五十二号

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 奈良県外国人観光客交流館条例 (平成二十七年三月奈良県条例第六十九号) \mathcal{O} 部を

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

(使用の承認)

第三条 交流館の 別表に掲げる施設を使用 しようとする者は、 知 事 の承認を受けなけれ

ばならない。

2 知事は、 次の各号の 11 ず ń カ に該当すると認めるときは、 使用 の承認を な 1 こと

ができる。

- 一 交流館の設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- \equiv 交流館の施設を損傷 又は滅失させるおそれがあるとき。
- 几 二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、 暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律 又はその運営に資することとなると (平成三年法律第七十七号)

き

五 交流館の管理上支障があるとき。

3 知事は、 使用の承認をする場合において、 管理上必要があると認めるときは、 条件

を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第四条 知事は、 次の各号のい ずれ かに該当するときは、 使用 の承認を取り 消 又は

使用を制限し、 若しくは使用の停止を命ずることができる。

- この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 偽りその他不正の手段によっ て使用の 承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。
- 兀 条第二項各号の 11 ずれ かに該当することとなったとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(損害賠償)

第五条 ばならない。 交流館の施設、 設備等を損傷し、 又は滅失した者は、 その損害を賠償しなけれ

2 できる。 い事情によるものであると認めるときは、 知事は、前項の場合におい て、 損害が避けることのできない事故その他やむを得な 賠償責任の全部又は一部を免除することが

(使用料)

第六条 より、納めなければならない。 使用の承認を受けた者は、 別表に定める額の使用料を、 規則で定めるところに

- 2 ることができる。 知事は、特別の理由があると認めるときは、 前項の使用料の全部又は一部を免除す
- 3 りでない。 既納の使用料は、還付しない。 ただし、 知事が必要があると認めるときは、 この限

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第三条、第六条関係)

一六、〇〇〇円	五人で使用する場合	
一四、八〇〇円	四人で使用する場合	
一二、六〇〇円	三人で使用する場合	
九、九〇〇円	二人で使用する場合	
六、二〇〇円	一人で使用する場合	和室十畳
一〇、八〇〇円	四人で使用する場合	
九、八〇〇円	三人で使用する場合	
七、四〇〇円	二人で使用する場合	
四、七〇〇円	一人で使用する場合	和室八畳

注

- 1 の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。 「特定日」とは、十二月二十九日から翌年一月三日までの日その他近傍同種
- 2 同伴する宿泊者の寝具を使用する七歳未満の者は、使用料の欄の人数に算入

しないものとする。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。